

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により北山・十津川森林計画区について地域森林計画をたてるので、公告します。

なお、当該地域森林計画の案は、奈良県環境森林部森林環境課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。

令和七年十月二十八日

奈良県知事 山下 真